

# 世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及び システム運用保守業務委託プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 件名

令和8年度：

世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業  
務委託

令和9～11年度：

世田谷区新BOP学童クラブ管理システム運用保守業務委託（長期継続契  
約）

### (2) 目的

現在、新BOP学童クラブ入会児童における世帯情報管理、債権情報管理、入退  
所情報管理等を学童クラブ管理システムで行っている。

学童クラブ管理システムは、世帯情報、債権情報を有することから長期にわたり  
同一世帯の情報を管理する必要があり、平成27年度に現行システムのリプレイス  
を実施後、同システムを継続的に運用してきた。

この度、現行システムの大規模なリプレイスが予定されていることから、新たな  
管理システムの導入・運用に向け、その委託先を公募型プロポーザル方式により  
選定する。

### (3) 委託内容

別添「世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務  
委託提案要求仕様書」のとおり。

### (4) 履行期間

①構築・運用保守：令和8年4月中旬から令和9年3月31日まで

※システム稼働予定日 令和8年9月1日

②運用保守：令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和9年～11年  
度についても新たな契約を結ぶことを認める。

※区は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契  
約にかかる歳出予算の減額または削減があった場合、この契約を変更または解除  
することができる。

### (5) 提案限度額

令和8年度：21,311,400円（消費税及び地方消費税含む）

令和9年度～令和11年度：10,771,200円（消費税及び地方消費税含む）  
<内訳>（いずれも消費税及び地方消費税含む）

令和9年度：3,590,400円

令和10年度：3,590,400円

令和11年度：3,590,400円

なお、提案書の提出にあたっては、令和9年度～令和11年度の見積書をそれぞれ添付すること。

※金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、システム導入、導入支援等の経費を分けて記載すること。

※本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。労働報酬下限額の詳細は別紙3を確認すること。

## 2 プロポーザル方式を採用する理由

学童クラブ入会児童における世帯情報、債権情報、入退会情報等の管理を行う本システムは、学童クラブ業務における基礎情報となり正確なデータ管理が求められる。

さらに、管理システムの導入および保守運用を適切に履行するためには、学童クラブ業務に精通していることが求められる。上記に加え、同規模の実績を伴う、システムの開発・運用の安定性や操作性、画面デザイン等のノウハウのみならず、世田谷区の特性を理解し、システムとして実現する能力等により、本事業の目的の達成に大きな差が生じる。

そのため、事業者の企画提案能力、実績、費用対効果等を比較審査して選定できるプロポーザル方式を採用する。

## 3 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格ISO／IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を契約締結日時点で取得し、継続的に更新していること。

- (7) 他自治体において、学童クラブ管理システムを5年以上運用している実績があり、かつ令和8年1月現在も導入実績があること。
- (8) 「世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

#### 4 手続等

##### (1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当  
〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号  
担当 加藤、佐藤、中島  
電話 03-5432-2308 FAX 03-5432-3016

##### (2) 説明書等の交付期間、場所および方法

期 間 令和8年1月13日（火）～1月27日（火）午後5時まで

場 所 「4（1）担当部課」または区のホームページ

受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く）

##### (3) 質問の受付

提出方法 様式3「質問書」に記載し、「4（1）担当部課」まで直接持参または簡易書留郵便で郵送

提出期限 令和8年1月27日（火）午後5時まで

回 答 提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため、内容をとりまとめたうえ、令和8年2月5日（木）正午に、区のホームページにて回答を公表する。

##### (4) 参加表明書等の提出期限、提出先および方法

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認の上、様式1「参加表明書」に必要事項を記入して代表者印を押印し、その他提出書類一式と併せて提出すること。

##### 【提出書類】

- ① 様式1「参加表明書」（別紙を含む。）
- ② プライバシーマークの付与認定又はISMに関する証憑（認定証写し等）
- ③ 学童クラブ管理システムの導入運用実績が分かる資料
- ④ 法人の概要が分かる資料（会社パンフレットなど）

提出期限 令和8年1月27日（火）午後5時まで（必着）

提出方法 「4（1）担当部課」あてに直接持参または簡易書留で郵送

##### (5) 招請通知（参加資格決定通知）

令和8年1月29日（木）に、様式1「参加表明書」に記載の電子メールアドレスあてにメールで通知する。

##### (6) 提案書等の提出方法

提出書類 ① 提案書（原本1部及び副本6部）  
※副本には、会社名がわからないように、事業者名や所在地、事業者名を用いた商品名等を削除するか黒塗りして隠すこと。  
② 見積書（原本1部）  
令和8年度～令和11年度の見積書をそれぞれ添付し、各経費の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。また、金額の算出にあたっては、契約履行期間の総額を記載するとともに、システム導入、導入支援等の経費を分けて記載すること。

提出期限 令和8年2月26日（木）午後5時（必着）（厳守）  
※期間中の受付は、午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

提出場所 「4（1）担当部課」同じ

提出方法 直接持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

提案内容 「世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務委託事業者選定説明書」のとおり

## 5 審査及び審査結果の通知

### （1）審査

「世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務委託事業者審査委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

#### ① 選定委員の構成

委員長 子ども・若者部児童課長 渡邊 祐士  
委員 子ども・若者部保育認定・調整課長 渡邊 政基  
委員 子ども・若者部児童課 係長 小林 司

#### ② 審査方法

「世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務委託提案書評価基準表」に基づき、提案書、見積額、プレゼンテーション内容を総合して評価し、その結果、最も優れた事業者を契約候補者として選定する。

### （2）審査基準

- ① 提案書およびプレゼンテーション
- ア 業務実施計画について
  - イ 実施体制について
  - ウ システム導入支援について
  - エ システムの機能について
  - オ システム導入後の運用等について
  - カ システムの安定性および保守に関する事項
  - キ 個人情報保護・情報セキュリティ対策について
  - ク その他追加提案について

ケ 提案サービスの実績について

②見積書（様式自由）

見積金額の妥当性

(3) 審査結果の通知

選定結果は、令和8年3月中旬に文書で通知する（予定）。

6 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始、質問受付開始	令和8年1月13日（火）
参加表明書提出期限・質問受付締切	令和8年1月27日（火）
招請通知	令和8年1月29日（木）
質問回答期限	令和8年2月5日（木）
提案書の提出期限	令和8年2月26日（木）
選定委員会 (プレゼンテーション)	令和8年3月13日（金）
選定結果通知	令和8年3月中旬
仕様詳細の調整	令和8年3月中旬～下旬
契約締結・業務開始	令和8年4月上旬【予定】

7 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 特定結果の通知以降、速やかに区と事業者で打合せを行い、契約締結に向けた調整（詳細な仕様、金額等）を行う。
- (3) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼動できることの判断等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として、契約を締結する。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (12) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束さ

れない。

- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 「4（1）担当部課」に同じ
- (15) 詳細は説明書による。
- (16) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (17) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (18) 提案書の提出後に「3 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (19) 電算処理の業務については別紙1「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、別紙2「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (20) 本案件は、令和8年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できません。